

平成29年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1	職員の競争試験及び選考の状況	1 P
	(1) 採用試験	1 P
	(2) 採用選考	6 P
	(3) 昇任試験	7 P
	(4) 昇任選考	8 P
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	
	職員の給与等に関する報告及び勧告（平成29年10月12日）の骨子	9 P
3	職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4	職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条において任用の根本基準として「受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、平成29年度から開始した社会人経験者採用試験をはじめ、職員採用上級試験等5種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等3種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。受験者の利便性を向上するため、平成29年度からインターネットによる申込みを開始した。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うこととしている。

なお、平成16年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験も実施している。

(1) 採用試験

平成29年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、社会人経験者採用試験681名、上級試験439名（対前年32.0%の減）、中級試験9名（H28年度実施なし）、初級試験232名（対前年8.4%の増）、警察官285名（対前年17.4%の減）となっている。

なお、平成29年度に受験者確保のために行った広報活動は次のとおりである。

- ① 職員採用パンフレットの作成（12ページ、2,500部）
- ② 新聞への広告（4回）
- ③ 求人情報転職サイトへの掲載（1回）
- ④ 広報広聴課の行う広報媒体（さんSUN高知、テレビ、ラジオ）による広報
- ⑤ 高知県職員採用ガイダンスの実施（平成30年3月 2日間開催 238人参加）
- ⑥ 学校、障害者団体等への採用試験のお知らせの送付（約500件）
- ⑦ 大学での競争試験の概要説明及び就職説明会（22大学、17回）
- ⑧ 学校での土木職説明会（試験情報及び職務内容の説明）（2回）
- ⑨ U・Iターン就職相談会等への参加（6回）

ア 試験の種類等

平成 29 年度に行った採用試験の種類の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
社会人経験者		職務基礎力試験 職務適応性検査 論文試験	論文試験 個別面接 適性検査
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
中 級	短大卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 論文試験(技術以外)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	教養試験 小論文試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A (男性) 及びB (男性) の第1次試験は、警視庁 (東京都)、大阪府警察本部及び兵庫県警察本部と共同で実施している。
2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする (以下、各表について同じ。)

イ 実施日程

平成 29 年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	配布開始	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
社会人経験者 上 級	4月21日	5月8日 ～5月29日	6月25日	7月16日 7月29日～ 8月10日	8月22日
上 級 (特別募集)	12月4日	12月4日 ～1月5日	1月14日	2月4日	2月15日
中 級 初 級	7月14日	8月21日 ～9月5日	9月24日	10月21日 11月8日～ 11月12日	11月22日
警察官 A (男性・女性)	4月21日	5月8日 ～5月29日	7月9日	7月23日 8月12日～ 8月14日	8月31日
警察官 B (男性・女性)	7月14日	8月21日 ～9月5日	10月15日	11月3日 11月16日～ 11月19日	11月30日

ウ 採用試験の実施状況

平成29年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 社会人経験者採用試験

試験区分	採用予定人員	申込者数			第1次受験者数				第1次合格者数			第2次受験者数			最終合格者数			倍率
		男性	女性		男性	女性	受験率	男性	女性		男性	女性		男性	女性			
行 政	30	846	566	280	681	448	233	80.5%	90	61	29	81	54	27	45	25	20	15.1
計	30	846	566	280	681	448	233	80.5%	90	61	29	81	54	27	45	25	20	15.1

※ 最終合格者に対し、任命権者(知事部局の職員)が採用面接を実施し採用者を決定しますので、最終合格者が全て採用されるとは限りません。

(イ) 上級試験

試験区分	採用予定人員	申込者数						第1次受験者数						第1次合格者数			第2次受験者数			最終合格者数			倍率	※参考 (昨年倍率)	
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望		受験率	第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数										
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	男性	女性									
行 政	40	326	190	136	42	24	18	257	151	106	30	18	12	—	81	50	31	77	48	29	43	26	17	—	—
警 察 事 務	4	25	10	15	82	35	47	15	4	11	61	24	37	—	12	6	6	10	5	5	4	1	3	—	—
学 校 事 務	14	37	14	23	217	126	91	31	11	20	178	104	74	—	34	15	19	30	13	17	16	5	11	—	—
選択志望職種(事務職種) 計	58	388	214	174	341	185	156	303	166	137	269	146	123	78.1%	127	71	56	117	66	51	63	32	31	4.8	5.7
			男性	女性		男性	女性	受験率		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性	倍率	※参考(昨年)			
土 木	15	23	19	4	20	17	3	87.0%	16	13	3	12	10	2	6	4	2	3.3	2.2						
建 築	1	3	2	1	3	2	1	100.0%	2	2	0	2	2	0	1	1	0	3.0	1.0						
農 業	8	49	39	10	44	34	10	89.8%	24	18	6	23	17	6	9	5	4	4.9	3.0						
林 業	7	19	15	4	17	14	3	89.5%	11	8	3	10	7	3	7	6	1	2.4	6.0						
水 産	1	5	5	0	5	5	0	100.0%	4	4	0	3	3	0	1	1	0	5.0	5.0						
機 械	1	7	7	0	7	7	0	100.0%	4	4	0	4	4	0	1	1	0	7.0	4.0						
化 学	2	23	20	3	16	14	2	69.6%	8	7	1	7	6	1	2	2	0	8.0	4.0						
電 気	1	6	5	1	4	3	1	66.7%	3	2	1	3	2	1	1	1	0	4.0	2.3						
社 会 福 祉 (児 童 福 祉)	2	11	1	10	10	1	9	90.9%	7	0	7	7	0	7	2	0	2	5.0	3.3						
上級試験(定期)小計	96	534	327	207	429	263	166	80.3%	206	129	77	188	117	71	93	53	40	4.6	5.9						
土木(特別募集)	9	14	14	0	10	10	0	71.4%	7	7	0	6	6	0	1	1	0	10.0	10.5						
上級試験合計	105	548	341	207	439	273	166	80.1%	213	136	77	194	123	71	94	54	40	4.7	5.9						

(ウ) 警察官A

試験区分	採用予定人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官A男性	28	163	100	61.3%	70	50	30	3.3	3.5
警察官A女性	7	51	30	58.8%	21	17	7	4.3	3.4
計	35	214	130	60.7%	91	67	37	3.5	3.5

(工)中級・初級試験

a 中級試験

試験区分	採用 予定 人員	申込者数		第1次受験者数			第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (平成27年度 倍率)					
		男性	女性	男性	女性	受験率	男	女	男	女	男	女							
司書	1	10	0	10	9	0	9	90.0%	4	0	4	4	0	4	2	0	2	4.5	16.0
中級計	1	10	0	10	9	0	9	90.0%	4	0	4	4	0	4	2	0	2	4.5	16.0

b 初級試験

試験区分	採用 予定 人員	申込者数				第1次受験者数				受験率	第1次合格者数		第2次受験者数		最終合格者数		倍率	※参考 (昨年倍率)							
		第1志望		第2志望		第1志望		第2志望			男性	女性	男性	女性	男性	女性									
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性																
行政	15	152	82	70	37	13	24	141	76	65	34	12	22	—	35	14	21	30	12	18	19	6	13	—	—
警察事務	6	34	6	28	58	31	27	32	6	26	54	29	25	—	18	9	9	16	8	8	10	3	7	—	—
学校事務	10	37	16	21	113	56	57	33	14	19	105	52	53	—	31	20	11	28	18	10	13	6	7	—	—
選択志望職種計	31	223	104	119	208	100	108	206	96	110	193	93	100	92.4%	84	43	41	74	38	36	42	15	27	4.9	6.5
土木	7	24	22	2	22	20	2	91.7%	17	15	2	14	14	0	9	9	0	2.4	2.3						
林業	1	4	4	0	4	4	0	100.0%	3	3	0	3	3	0	1	1	0	4.0	1.0						
初級計	39	251	130	121	232	120	112	92.4%	104	61	43	91	55	36	52	25	27	4.5	5.5						

(才)県警察官B

試験区分	採用 予定 人員	申込者数	1次受験者数	受験率	1次合格者数	2次受験者数	最終合格者数	倍率	※参考 (昨年倍率)
警察官B男性	31	171	116	67.8%	91	82	40	2.9	3.9
警察官B女性	8	55	39	70.9%	27	26	10	3.9	4.6
計	39	226	155	68.6%	118	108	50	3.1	4.0

工 試験成績の開示請求の状況

平成29年度の開示請求の状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験の種類	要綱に基づく請求						条例に基づく請求						合計					
	第1次試験			第2次試験			第1次試験			第2次試験			第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
社会人	591	53	9.0%	45	13	28.9%	681	0	0.0%	81	5	6.2%	681	53	7.8%	81	18	22.2%
上級	223	10	4.5%	113	27	23.9%	429	0	0.0%	188	15	8.0%	429	10	2.3%	188	42	22.3%
中級	5	0	0.0%	2	0	0.0%	9	0	0.0%	4	0	0.0%	9	0	0.0%	4	0	0.0%
初級	128	18	14.1%	52	11	21.2%	232	0	0.0%	91	0	0.0%	232	18	7.8%	91	11	12.1%
上級(特別募集)	3	0	0.0%	6	1	16.7%	10	0	0.0%	6	0	0.0%	10	0	0.0%	6	1	16.7%
警察官	76	8	10.5%	122	28	23.0%	285	0	0.0%	175	0	0.0%	285	8	2.8%	175	28	16.0%
身障	4	0	0.0%	6	4	66.7%	13	0	0.0%	9	0	0.0%	13	0	0.0%	9	4	44.4%
計	1,030	89	8.6%	346	84	24.3%	1,659	0	0.0%	554	20	3.6%	1,659	89	5.4%	554	104	18.8%

(注) 1. 「要綱」とは、採用試験に係る個人試験成績の開示事務取扱要綱、条例とは「個人情報保護条例」を指す。

2. 要綱に基づく開示対象者は

1次試験開示対象者＝第1次受験者数－第1次合格者数

2次試験開示対象者＝第1次合格者数－最終合格者数

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成 29 年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・ 4 等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・ 技能職へ採用する場合
- ・ 国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・ 試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・ 前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適當であると認める場合

ア 一般職員

（身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途再計上。）

（単位 人）

職種		職の等級				
		1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5~7 等級
事務系	一般事務	2	6	1		3
	管理主事等			7	2	1
	計	2	6	8	2	4
技 術 系	医師		2	4	7	
	歯科医師					
	獣医師					
	土木	1		1	1	
	林業					
	建築					
	薬剤師					5
	看護師					6
	その他		3		1	22
計	1	5	5	9	33	
合 計		3	11	13	11	37
任命権者委任分（医師）						17

（注） 医師の 5 等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分（医師）」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

職種	階級	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
	警察官		7	2	3

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

試験区分	区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (30.4.1現在)
	行政 (初級試験相当)		10	2	—
		2			
学校事務 (初級試験相当)		3	1	—	1
		8			
合計		13	3	4.3	3

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成 29 年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

職種	区分	受験者数	合格者数	倍率
	警 部	一般試験	123	16
専門試験		13	2	6.5
警 部 補	一般試験	211	30	7.0
	専門試験	41	2	20.5
巡査部長	一般試験	408	38	10.7
	専門試験	30	4	7.5
合 計	一般試験	742	84	8.8
	専門試験	84	8	10.5

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成29年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
事務	15	34	64	50
技術	9	17	48	81
合計	24	51	112	131

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

階級	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	11 (0)	0 (7)	2 (18)	4 (4)

(注) ()内は退職時昇任の数である。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

■職員の給与等に関する報告及び勧告（平成29年10月12日）の骨子

1 月例給、ボーナスともに引上げ

- (1) 民間給与との較差（585円、0.17%）を解消するため、給料月額を引上げ
- (2) ボーナスは、民間の支給割合（4.09月）との均衡を図るため、支給月数を引上げ（0.05月分）

2 医師等の初任給調整手当を引上げ

1 民間給与との比較

県内102事業所の4,150人の個人別給与を实地調査（調査完了率 94.4%）

【月例給】 職員と民間従業員の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与（A）	職員（行政職）の給与（B） （平均年齢 43歳0月）	較差（A）－（B） （ $(A-B) \div B \times 100$ ）
345,613円	345,028円	585円（0.17%）

【ボーナス】 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		（参考）国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成29年	4.09月	4.05月	4.42月	4.30月

2 本年の給与に関する事項

(1) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

本県の初任給が民間や他の都道府県の水準を下回っているほか、国家公務員が4年連続で初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保の観点から、初任給及び若年層に重点を置いて改定。その他は、それぞれ200円の引上げを基本に改定

(イ) その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師等の支給月額の限度を国に準じて引上げ
413,800円 → 414,300円

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師等の支給月額の限度を引上げ
67,400円 → 67,500円

ウ ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.05月分 → 4.10月分
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期		12月期	
29年度	期末手当	1.20月	(支給済み)	1.35月	(改定なし)
	勤勉手当	0.75月	(支給済み)	0.80月	(現行0.75月)
30年度 以降	期末手当	1.20月		1.35月	
	勤勉手当	0.775月		0.775月	

(2) 実施時期

- 給料表
平成29年4月1日
- 平成29年12月期のボーナス
平成29年12月1日
- 初任給調整手当、平成30年度以降のボーナス
平成30年4月1日

(3) 勧告に基づく職員の平均年間給与額の試算(行政職 平均年齢43歳0月)

	勧告前(A)	勧告後(B)	(B) - (A)
平成29年	559.6万円	562.4万円	2.8万円

3 給与制度の総合的見直しに関する事項

平成27年4月から国家公務員が実施している地域間、世代間の給与配分の見直しについて検討した結果、昨年までと同様、現時点では特段の見直しが必要と認められないため、これらに伴う給料表の改定は行わないこととすることが適当

4 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

人事評価制度が、その目的に沿って、より実効性のあるものとなるよう、常に工夫や改善の余地がないかといった視点を持ちながら、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性を高めていくことが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務等の縮減

副知事通知に基づく大胆な事務事業の見直しや組織定数の最適化などを始めとする取組の更なる徹底により着実に成果を上げることが必要

管理的地位にある職員は、職員の勤務時間管理は自らの重要な職責であることを強く自覚し、組織マネジメントを強化・徹底していくことが必要

目安時間を超える職員は増加傾向にあり、過重勤務者も相当数見受けられ、職員の健康管理や公務能率の観点から改善すべき大きな課題であることから、早急にその要因を分析し組織的な改善が必要

学校現場では、働き方改革の目指す理念を共有しながら教員の多忙化の解消に努めていくことが必要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要
特に、メンタルヘルス対策については、重点的な取組が必要であり、予防から再発の防止に至る各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、働きやすい環境づくりに向けて職員一人ひとりの意識を高めることが重要
ストレスチェックについては、受検率の向上に留意

(4) 仕事と家庭生活の両立

次世代育成支援行動計画に掲げる目標の達成に向けて、県庁全体が世代を超えて協力し、ともに支え合う意識を持って、着実に実行することが必要

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を侵害するのみならず、心身の健康を害する行為であり、その防止及び解決は重要な課題
職員アンケートからは表面化していない事例が発生していることが推察され、相談体制を職員側の視点から常にチェックするなど、より実効性のある対策につなげていくことが必要

(6) 雇用と年金の接続

国は公務員の定年の引上げに向けた検討を進めているところであり、今後の高齢期雇用について適切に対応していくことが必要
若年労働力人口の減少が続く中、組織活力や公務能率を維持していくためには、高齢層職員の能力・経験の一層の活用が必要
高齢層職員の技術・ノウハウの若手・中堅職員への継承等を念頭に置いた中長期的な人事管理に取り組むことが必要

(7) 会計年度任用職員

会計年度任用職員制度を創設することなどを定めた改正地方公務員法等が平成32年4月に施行されることを踏まえ、所要の準備を進めることが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 29 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	7	7	0	0	0	7	0	0	7	0

(2) 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 要求数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年度末 係属数 (C-D)
			却下	取下	打切	判 定			計 (D)	
						棄却	一部 認容	全部 認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して審査請求をすることができる。

人事委員会はその審査請求を受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成29年度における審査請求とその処理状況は、次のとおりである。

審査請求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審 理 状 況			処 理 状 況							年 度 末 係 属 数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	裁 決			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
3	0	3	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	3

※ 年度末係属数の3件は、昭和41年以前の事案である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審 理 状 況			処 理 状 況							年 度 末 係 属 数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	裁 決			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
0	0	0	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 争議事案 (県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年度内 請求数 (B)	計 (C) (A+B)	審 理 状 況			処 理 状 況							年 度 末 係 属 数 (C-D)	
			準備 手続	口頭 審理	計	却下	取下	打切	裁 決			計 (D)		
									処分 承認	処分 修正	処分 取消			
5,283 (15)	0	5,283 (15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0	0	5,283 (15)

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。